

いま手渡したいこと

子どもたちに文化を

教師にあこがれと自由を

前回は合理的配慮と教育との関係について考えました。そのひとまずの結論は、学校など、障害のある人の人権に関与する諸機関の側が、個々の子どもに対して、あらかじめ「これがあなたのための合理的配慮です」と定めることはできない、ということでした。

個別の教育支援計画などに「合理的配慮」の欄を設けて、その内容を検討することなどが、教育行政等によって唱道しょうどうされている例をみかけますが、これは合理的配慮の基本的な意味を理解しないものです。どれだけ手厚い配慮や支援であっても、それが学校の側から提案・実施されるものである限り、それを合理的配慮と呼ぶ意味はありません。学校などが現に提供している指導・支援等に対して、当事者（子どもおよび保護者）の側から「それでは自らの権利を享有・行使することができない」として、現状以上の「変更・調整」を要求する際に、合理的配慮はその固有の意味を発揮するのです。

インクルーシブ教育の三つの目的

では合理的配慮に関しては、学校は（保護者などから）「言われたことをする」だけなのでしょうか。このことを考えるために、条約第24条「教育」を見てみましょう。第24条で合理的配慮に直接言及しているのは第2項ですが、ここでは第1項を取り上げます。

締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

冒頭の一文にまず注目したいと思います。一読して明らかなように、条約第24条は「教育についての障害者の権利」を承認するところから書き始められています。「条約の教育理念はインクルーシブ教育だ」とよく言われます。もちろんそれはまちがいでないのですが、しかし条約におけるインクルーシブ教育（日本政府訳では「障害者を包容する：教育制度及び生涯学習」）は、それ自体が独立したゴールではなく、「この権利」、すなわち「教育についての障害者の権利」を「差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため」の方策として提起されているものなのです。

では、条約の求める「権利としての教育」とはどのようなものでしょうか。先の引用の末尾に「次のことを目的とする」とあるように、24条1項は、「教育についての障害者の権利」を実現するためのインクルーシブ教育の目的として、次の三点を示しています。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値につ

第10回 合理的配慮の要求主体を育てる



こしの かずゆき / 1964年生まれ、奈良教育大学教授。専門は障害児教育学。全国障害者問題研究会委員長。著書に『子どもからはじめる算数—すべての子どもに学ぶ喜びを』（共著）（全障研出版部、2017年）など。

奈良教育大学
越野和之

ての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

これらの目的の実現に寄与する教育こそ、条約の求めるインクルーシブ教育だ、ということになります。したがって、私たちは、次のように問わなければなりません。すなわち、障害のある子どもたち一人ひとりのうちに、人間の潜在能力（potential）「可能性」とも訳せま（す）、尊厳、自己の価値についての意識を発達させ、人権と基本的自由、さらに人間の多様性に対する尊重（respect）を培っていくために必要な教育のあり方とはどのようなものか、人格と才能と創造力、そして精神的・身体的な能力の「可能な最大限度まで発達」はどのような条件の下で可能になるのか、自由な社会に効果的に（effectively）「影響を与えるような仕方で」参加していくことのできる主体を育てる教育とはどのようなものか、と。

合理的配慮の要求主体を育てる

このように考えてくると、合理的配慮に関わって、教育が果たすべき役割が見えてきます。それは、子どもたちを「合理的配慮の要求主体に育てる」という役割です。

障害のある子どもたちが、自分（たち）にはさまざまな可能性（潜在能力）があり、自分は一人の人間として大切にされるねうちのある存在だと実感できる（尊厳及